

『子供の体調不良で有給は認めない』

子供の体調不良で休んだのに、上司から「有給の事後申請は認めない」と言われました。「どうしても申請するなら賞与を下げる」と言われました。

有給は労働者の権利で有り、基本的には労働者自身が取得する日を事前に決められます。とはいえ、時には子供の急病などで事前に有給を申請できない場合も有ります。

そのようなときに、会社から有給の事後申請を認めてもらえなかったり、賞与を下げると言われたこともあるかと思います。

有給は、労働者の希望する日に取得させなければなりません。但し、有休の取得によって事業に大きな支障が出る場合は会社が時期を変更することが出来ます。

しかし、有給の事後申請では会社は時季変更権を行使できませんので、有給の事後申請は会社として認める義務はありません。つまり、事後に有給を申請したとしても会社はこれを拒否し、欠勤扱いにすることができます。しかし、有給の事後申請を全て却下しては、労働者の就労意欲低下を招きかねません。そのため有給の事後申請を運用上認めている会社もあります。これはあくまで会社の判断であり事後申請を認めなくても違反ではありません。

しかし、例えば「有休を取るのであれば賞与を下げる」といった行為は違法です。これは労働基準法付則 136 条にて「有休を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な扱いをしてはならない」と記載されています。

会社の上司・労働組合・労働基準監督署・専門家に相談されてはいかがでしょうか。

